

	号外 昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	定価1部2円	No.2408 2017年 5月1日	5月3日は憲法 施行70周年の憲 法記念日。憲法を 暮らしに活かす 活憲運動を広げ ましょう。
		発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合		

4.28 地公共闘・退職手当に係る要請書提出 退職手当水準の維持・改善を

知事あて要請書提出・人事課長の見解を問う

4月28日、岩手県地方公務員共闘会議（議長：佐藤淳一岩教組委員長）は、4月19日に人事院が政府に対し、「公務員が民間より78万1千円（3.08%）上回っていること」「官民均衡の観点から、退職給付水準について見直しが必要」との見解を表明したことを受け、退職手当水準の維持などを求め、知事あて要請書を佐藤人事課総括課長に提出した。

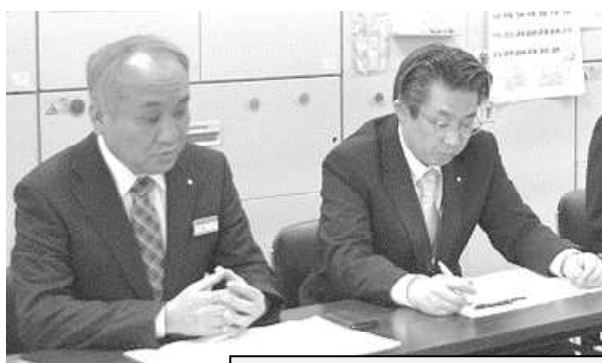
佐藤議長は「今後の国の動向もあるが、更なる手当引下げとなれば職員の勤務意欲の確保は一層厳しい状況となる」とし、退職手当水準の維持とともに、手当見直し時には組合との十分な交渉・協議を行うよう強く求め、人事課長の見解を質した。



佐藤人事課長（右）に要請書を渡す佐藤議長



要請書の趣旨を説明する地公共闘4役



回答する佐藤人事課長（左）

佐藤人事課長は「本県の退職手当は原則国に準じている。現時点で国の対応方針やスケジュールが未定であり、今後の国の状況や他県の動向を踏まえて対応を検討する。見直し時には組合と協議のうえ、進めていく」との見解を示した。これに対し、佐藤議長は「国の一方的な引下げ押し付けで賃金改悪が続けられている。組合側も国に対して地方波及しないよう求める

が、県からも機会を見て国に対し要請して欲しいと求め、要請行動を終了した。地公共闘は国の動向を注視しつつ、退職手当引下げ阻止に向け闘争を強化していく。

【知事あて要請書の内容】

職員の労働条件改善に向けた、日頃からの貴職のご尽力に、心より感謝いたします。

政府は、昨年8月に人事院に対して民間における退職金及び企業年金の実態調査及び官民比較結果に基づく見解について要請し、人事院は2017年4月19日に「国家公務員が民間企業を78万1千円上回る」「官民均衡の観点から、国家公務員の退職給付水準について見直しを行うことが適当である」との見解を示し、内閣総理大臣及び財務大臣に報告したところです。

今後、政府は当該見解を踏まえつつ、国家公務員退職手当法の改正に向けた検討を進めるとしていますが、人事院の見解は官民較差78万1千円の解消が必要との姿勢であり、見解どおりの実施となれば、2012年度の約400万円もの大幅減額に続き、厳しい制度見直しとなるものと危惧されます。

さらに2012年度には、総務省の一方向的な指導から国家公務員の退職金引下げに連動して退職手当が減額となり、私たちの生涯賃金は大幅に減少し、職員の生活が一層苦しくなるばかりでなく、勤務意欲の失墜につながりました。

言うまでもなく、退職手当は、長期の勤続に対するものであり、「賃金の後払い」要素を大きく持つものです。また同時に、退職後の生活保障の性格を有しています。

私たち地方公務員は、東日本大震災からの復興をはじめ多くの県政課題の推進のため、恒常的な人員不足や過重労働を強いられてきたなかにあっても、公共サービスとその質の維持向上を確保するために現場の第一線で必死に働いてきました。とりわけ高齢層の職員にとっては、その先頭で奮闘してきたにも関わらず、退職手当の更なる引き下げとなれば、退職後の生活設計に深刻な影響を及ぼす大きな勤務条件の変更となります。

こうした情勢を踏まえ、岩手県職員の退職手当の取り扱いについて、貴職に対し、以下の事項を要請します。

記

- 1 退職手当の見直しは退職後の生活に大きな影響を与える重大な勤務条件の変更であり、支給水準の維持・改善を行うこと。
- 2 組合との十分な交渉・協議を行うこと。

現業評議会 要求前進に向け本格スタート!

4月27日、現業評議会（議長：山口耕司・県庁車庫分会）は、佐藤人事課長及び3室課（管財課、農林水産企画室、県土整備企画室）の管理課長を訪問し、あいさつ回りを兼ねて、現業の職場実態や人員確保等の継続課題について説明し、理解を求めた。

佐藤人事課長は、議長の説明に耳を傾け、

現業職場の実態や人員補充の必要性などについて、課題の共有をはかった。現業評は、今後、現業職場の実態を踏まえた要求を積み上げ、夏までに当局に要求書を提出することになっている。



説明する山口議長（右側1人目）と対応する佐藤人事課長（左）